

藤本 利一

高等司法研究科・教授

[研究]

大阪弁護士会司法委員会倒産法実務研究会において、「倒産法における相殺権の規律—近時の重要判例を踏まえて」と題する研究講演を行い、その成果を、銀行法務21 871号24頁(2021年6月)、872号24頁(2021年7月)にて公表した。また、大阪倒産実務交流会の研究報告に対し、「破産債権の意義」銀行法務21 873号34頁(2021年8月)、「民事再生手続における医療法人等の事業譲渡について」銀行法務21 880号34頁(2022年2月)を公表した。

東京大阪四会倒産法シンポジウム「多数の消費者が債権者となる破産事件」において総括コメントを行い、その成果がNBL1207号頁(2021年12月)に掲載された。

大阪弁護士会担保法改正検討委員会の主宰する大阪担保法制研究会から、「担保法制への提言—実務家の視点から—第10回倒産手続における流動型担保の取扱い——岐路に立つ事業再生——」金融法務事情2180号32頁(2022年2月)を公表した。

阪大法学において、ラルフ・ブルーベーカー(翻訳)「三者間相殺の合意(一)—相互性要件に関する理解(誤解)」阪法71巻1号271頁(2021年5月)、同「三者間相殺の合意(二・完)—契約による相互性と契約による優先権」阪法71巻2号329頁(2021年7月)を公表した。

[教育]

本年度は、民事訴訟法基礎、倒産法基礎、倒産法演習、および学問への扉、法学部演習を担当した。その他、大阪土地家屋調査士会「特殊講義C(土地境界紛争の諸問題)」、小畑英一弁護士(LM法律事務所)「企業再建の実務」、の授業実施等に関与、貢献した。

最高裁判所、東京地裁、知財高裁に、本研究科学生および連携先である関西大学法科大学院の学生を引率し、最高裁調査官や裁判官による講義や法廷傍聴を実施した(2022年2月)。

大阪大学社会経済研究所兼任教員であった。

[管理運営]

教務委員会委員長

運営委員会委員

研究推進室員

教育課程委員会委員(全学)

図書館委員(全学)

社会経済研究所兼任教員

[社会貢献]

・民事調停委員

・大阪倒産実務交流会幹事

・大阪弁護士会司法委員会「大阪倒産法実務研究会」顧問

・大阪府消費者保護審議会部会長